

○白子町公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領

令和2年1月17日告示第6号

改正

令和4年3月16日訓令第4号

令和6年9月6日訓令第7号

令和7年3月4日訓令第1号

白子町公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、白子町が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定による前金払及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いに関し、白子町財務規則（昭和60年白子町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

**第2条** 前金払の対象となる公共工事は、保証事業法第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と同条第5項に規定する保証契約を締結した公共工事で、契約金額が300万円以上のものとする。

2 継続費又は債務負担行為に係る事業（以下「継続事業」という。）については、前項中「契約金額」とあるのは「各会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

(前金払の割合)

**第3条** 前金払の割合は、次の各号に定める範囲内とする。

(1) 建設工事については、契約金額の10分の4以内。

(2) 建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造については、契約金額の10分の3以内。

2 前項の規定により算出した前金払に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(前金払の表示)

**第4条** 前金払の有無は、入札公告、指名通知又は見積依頼通知等に表示するものとする。

(中間前金払の対象)

**第5条** 中間前金払の対象となる公共工事は、第3条第1項第1号の規定による前金払の支払を受けた公共工事であって、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

- 2 当該工事が継続事業である場合は、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「契約金額の2分の1」とあるのは「当該年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えるものとする。

(中間前金払の割合)

**第6条** 中間前金払の割合は、契約金額に対して10分の2以内とする。ただし、前金払及び中間前金払の合計額は、契約金額の10分の6を超えることができない。

- 2 前項の規定により算出した前金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

**第7条** 中間前金払及び部分払の対象となる工事において、中間前金払が行われた場合は部分払(継続事業にあっては当該会計年度末における部分払いを除く。)は行わないものとし、部分払が行われた場合は中間前金払を行わないものとする。

(中間前金払に係る認定)

**第8条** 受注者が中間前金払を請求しようとするときは、第5条に規定する要件に該当するか認定を受けるため、町に中間前金払認定請求書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 町は中間前金払を認定する場合は、中間前金払認定調書(別記様式第2号)を作成し受注者へ交付するものとし、認定しない場合は受注者にその旨を通知するものとする。

(保証契約の締結)

**第9条** 受注者が前金払又は中間前金払を請求するときは、保証事業会社と当該公共工事の工期又は履行期間を保証期間とする保証事業法第2条第5項に定める保証契約を締結しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該建設工事が継続事業である場合は、当該会計年度の契約期間を保証期間とするものとし、前会計年度末における契約金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前金払の保証を延長しなければならない。

(前払金及び中間前払金の請求)

**第10条** 受注者が前払金又は中間前払金を請求するときは、前払金・中間前払金請求書(別記様式第3号)を提出しなければならない。この場合において、当該請求の金額は、前条により締結した保証契約に係る保証金額の範囲内とする。

- 2 受注者が前項に基づき請求するときは、前条の規定に基づき締結した保証証書を提出しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、町長が認めた措置を講ずることができ

る。この場合において、受注者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

- 4 継続事業については、前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の請求をすることができない。

(前払金額の増減)

**第11条** 契約金額が著しく増額された場合は、その増額後の契約金額に第3条に規定する割合を乗じて得た額から支払済みの前払金額を控除して得た額に相当する額の範囲内で前払金を増額することができる。

- 2 第9条から前条までの規定は、前項の前払金に準用する。
- 3 契約金額が著しく減額された場合において、支払済みの前払金額が、建設工事にあつては減額後の契約金額の10分の5、建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造にあつては減額後の契約金額が10分の4を超えるときは、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、返還させることが前払金額の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

(中間前払金額の増減)

**第12条** 契約金額が著しく増額された場合は、その増額後の契約金額に第6条に規定する割合を乗じて得た額から支払済みの中間前払金額を控除して得た額に相当する額の範囲内で中間前払金を増額することができる。

- 2 第8条から第10条までの規定は、前項の中間前払金に準用する。
- 3 契約金額が著しく減額された場合において、支払済みの前払金額と中間前払金額の合計が変更後の契約金額の10分の6を超えるときは、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、返還させることが前払金額の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領は、令和2年2月1日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

**附 則** (令和4年3月16日訓令第4号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際、現に白子町要領の様式の規定に基づき作成されている用紙は、

この訓令の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

**附 則**（令和6年9月6日訓令第7号）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

**附 則**（令和7年3月4日訓令第1号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。